

(公印・契印省略)
国海安第142号
令和7年12月24日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示の
公布について（通知）

航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示が令和7年12月24日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

| | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部 | 部長 | 井上 清登 |
| 一般財団法人 日本海事協会 | 会長 | 菅 勇人 |
| 一般社団法人 日本船主協会 | 理事長 | 篠原 康弘 |
| 一般社団法人 日本造船工業会 | 専務理事 | 斎藤 英明 |
| 一般社団法人 日本中小型造船工業会 | 専務理事 | 岩本 泉 |
| 日本小型船舶検査機構 | 理事長 | 高野 裕文 |
| 一般社団法人 日本船舶品質管理協会 | 専務理事 | 濱田 哲 |
| 日本内航海運組合総連合会 | 理事長 | 河村 俊信 |
| 一般社団法人 日本舶用機関整備協会 | 専務理事 | 田中 独歩 |
| 一般社団法人 日本舶用工業会 | 専務理事 | 矢頭 康彦 |
| 一般社団法人 大日本水産会 | 専務理事 | 高瀬 美和子 |
| 一般社団法人 日本外航客船協会 | 常務理事 | 伊藤 正幸 |
| 一般社団法人 日本旅客船協会 | 会長 | 加藤 琢二 |
| 一般社団法人 日本長距離フェリー協会 | 常務理事 | 畠山 博文 |
| 一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会 | 事務局長 | 田北 順二 |
| 一般社団法人 日本船舶電装協会 | 専務理事 | 渡田 滋彦 |
| 一般財団法人 日本舶用品検定協会 | 会長 | 大坪 新一郎 |
| 全日本海員組合 | 組合長 | 松浦 満晴 |
| 一般社団法人 日本海事代理士会 | 会長 | 松井 直也 |
| 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 | 専務理事 | 加藤 光一 |
| 一般社団法人 日本作業船協会 | 会長 | 千葉 光太郎 |
| 公益社団法人 日本海難防止協会 | 会長 | 池田 潤一郎 |
| 一般社団法人 海洋水産システム協会 | 会長 | 平石 一夫 |
| 一般社団法人 日本港湾タグ事業協会 | 会長 | 阿部 昭一 |
| Lloyd's Register Group Limited | 船級日本地域代表者 | 濱中 誠司 |
| DNV AS | Country Manager, Japan Area Operation Manager, Japan | Stian Erik Sollied |
| American Bureau of Shipping | 船級部門長 課長 | 増永 幸大郎 杉原 義之 高橋 治 |
| ビューローベリタスジャパン株式会社 海上保安庁装備技術部船舶課 | | |

○国土交通省告示第千八十六号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一百十五條の二十三の三第二項、第一百四十六條の二十七の二及び第一百四十六條の四十六、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第六十五条並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条の二（同令第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基

定める。

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示

(船橋から)の視界及て船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正

第一条 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 目次 | 改 正 後 | 目次 | 改 正 前 |
| 第一 章 航海用具 | （略） | 第一 章 航海用具 | （略） |
| 第一 節 第十一 節 | （略） | 第一 節 第十一 節 | （略） |
| 第二 節 回頭角速度計 | （第二十二条） | 第二 節 回頭角速度計 | （第二十二条） |
| 第十二 節 第二の二 電子傾斜計 | （第二十二条） | 第十二 節 第二の二 電子傾斜計 | （第二十二条） |
| （二） | | （二） | |
| 第十三 節 第二十七 節 | （略） | 第十三 節 第二十七 節 | （略） |

第十一節の二 電子傾斜計

第二十二条の二 規程第百四十六条の二十七

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件とする。

一 横傾斜角、横揺れ周期及び横揺れ振幅

(最大の横傾斜角をいう)の精度及び表

示その他の事項が、管海官庁が適当と認

めるものであること。

二 船橋の適当な場所において、計測値そ

の他の情報が、管海官庁が適当と認

めるものであること。

三 あらかじめ設定された横傾斜角を超え

た場合に警報を発するものであること。

四 機能が適正に維持されていることを内

部で自動的に確認し、その結果を表示す

ることができるものであること。

五 管海官庁の指示するところにより、接

続した航海情報記録装置その他の機器に

必要な情報を記録することができるもの

であること。

(監視装置)

第三十六条 規程第百四十六条の四十六の告示で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(新設)

(新設)

第十一節の二 電子傾斜計

第二十二条の二 規程第百四十六条の二十七

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件とする。

一 横傾斜角、横揺れ周期及び横揺れ振幅

(最大の横傾斜角をいう)の精度及び表

示その他の事項が、管海官庁が適当と認

めるものであること。

二 船橋の適当な場所において、計測値そ

の他の情報が、管海官庁が適当と認

めるものであること。

三 あらかじめ設定された横傾斜角を超え

た場合に警報を発するものであること。

四 機能が適正に維持されていることを内

部で自動的に確認し、その結果を表示す

ることができるものであること。

五 管海官庁の指示するところにより、接

続した航海情報記録装置その他の機器に

必要な情報を記録することができるもの

であること。

(監視装置)

第三十六条 規程第百四十六条の四十六第一項の告示で定める要件は、ロールオン・

ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを船橋において有効に監視することができるものであることとする。

(新設)

(新設)

第三十六条 規程第百四十六条の四十六第一項の告示で定める要件は、ロールオン・

(新設)

(新設)

第十一節の二 固定式放水モニター

第二十二条の二 固定式放水モニター

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 自動車の輸送を目的とする暴露甲板の区域又は自動車を保管する区域のうち管

海官庁が必要と認める区域(以下この条において「保護区域」という)に放水す

ることができるものであること。

二 管海官庁が適当と認める場所に設置さ

れるものであること。

三 火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生することができるものであること。

四 管海官庁が認める場合を除き、連続して百六十八時間以上の映像を記録することができるものであること。

五 船橋又は管海官庁が適当と認める場所において、記録した映像を再生することができるものであること。

六 前各号に掲げるもののほか、管海官庁が適当と認める要件を満たすものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

第十一節の二 固定式放水モニター

第二十二条の二 固定式放水モニター

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 自動車の輸送を目的とする暴露甲板の区域又は自動車を保管する区域のうち管

海官庁が必要と認める区域(以下この条

において「保護区域」という)に放水す

ることができるものであること。

二 管海官庁が適当と認める場所に設置さ

れるものであること。

三 火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生することができるものであること。

四 管海官庁が認める場合を除き、連続して百六十八時間以上の映像を記録する

ことができるものであること。

五 船橋又は管海官庁が適当と認める場所

において、記録した映像を再生すること

ができるものであること。

六 前各号に掲げるもののほか、管海官庁

が適当と認める要件を満たすものである

こと。

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

(新設)

(新設)

(新設)

第十一節の二 固定式放水モニター

第二十二条の二 固定式放水モニター

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 自動車の輸送を目的とする暴露甲板の区域又は自動車を保管する区域のうち管

海官庁が必要と認める区域(以下この条

において「保護区域」という)に放水す

ことができるものであること。

二 管海官庁が適当と認める場所に設置さ

れるものであること。

三 火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生する

ことができるものであること。

四 管海官庁が認める場合を除き、連続して百六十八時間以上の映像を記録する

ことができるものであること。

五 船橋又は管海官庁が適当と認める場所

において、記録した映像を再生すること

ができるものであること。

六 前各号に掲げるもののほか、管海官庁

が適当と認める要件を満たすものである

こと。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

(新設)

(新設)

(新設)

第十一節の二 固定式放水モニター

第二十二条の二 固定式放水モニター

の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 自動車の輸送を目的とする暴露甲板の区域又は自動車を保管する区域のうち管

海官庁が必要と認める区域(以下この条

において「保護区域」という)に放水す

ことができるものであること。

二 管海官庁が適当と認める場所に設置さ

れるものであること。

三 火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生する

ことができるものであること。

四 管海官庁が認める場合を除き、連続して百六十八時間以上の映像を記録する

ことができるものであること。

五 船橋又は管海官庁が適当と認める場所

において、記録した映像を再生すること

ができるものであること。

六 前各号に掲げるもののほか、管海官庁

が適当と認める要件を満たすものである

こと。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一
部改正）

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

二 每分千二百五十リットル以上の水を放し、かつ、保護区域の面積一平方メートルにつき毎分二リットル以上の均一な放水ができるものであること。

三 当該固定式放水モニターから保護区域内の最遠端までの距離が、管海官庁が指示する条件の下に当該固定式放水モニターからの放水が到達する最大距離の四分の三に相当する距離以下であること。

四 火災が発生した場合に、保護区域のいずれの部分にも放水が到達することができるようするため、保護区域外の完全な場所に設置されるものであること。

五 保護区域に最大積載台数の自動車を積載した場合において、管海官庁の定めるところにより、水流が妨げられることなく、保護区域に放水することができるものであること。

六 速やかに使用可能なものであつて、管海官庁が指示する水準以上の給水能力を維持することができるものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。

(小型船舶の基準を定める告示の一部改正)

第四条 小型船舶の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十七号)の一部を次のよう
に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (小型船舶用液体消火器) | (小型船舶用液体消火器) |
| 第二条 小型船舶用液体消火器(自動拡散型のものを除く)に係る規則第六十五条の告示で定める要件は、次のとおりとする。 | 第二条 小型船舶用液体消火器(自動拡散型のものを除く)に係る規則第六十五条の告示で定める要件は、次のとおりとする。 |
| 一〇五 (略) | 一〇五 (略) |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (隔壁及び甲板) | (隔壁及び甲板) |
| 第五条 規則第十条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。 | 第五条 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。 |
| 一〇七 (略) | 一〇七 (略) |
| (開口) | (開口) |
| 第五条の二 規則第十条の二(規則第二十七条第一項において準用する場合を含む)の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置(閉鎖時ににおいて、鋼と同等の防火性能を有するものに限る)により開閉することができるものであることとする。 | 第五条の二 規則第十条の二(規則第二十七条第一項において準用する場合を含む)の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置(閉鎖時ににおいて、鋼と同等の防火性能を有するものに限る)により開閉することができるものであることとする。 |
| (新設) | (新設) |
| 第五条の三 (略) | 第五条の三 (略) |
| (多層甲板公室の保護) | (多層甲板公室の保護) |
| 第六条 (略) | 第六条 (略) |
| 2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、第五条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。 | 2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。 |

附 則

(施行期日)

この告示は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けていた監視装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第二条の規定による改正後の航海用具の基準を定める告示第三十六条の規定は、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該現存船の航海の態様、船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

（小型船舶の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

現存船に現に備え付けていた小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第四条の規定による改正後の小型船舶の基準を定める告示第二条第一項第六号の規定は、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等 の一部を改正する告示について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS 条約」という。）が国際海事機関（以下「IMO」という。）において採択されており、我が国においても、これまで SOLAS 条約の内容について国内法令に取り入れ、安全規制を実施している。

今般、IMO において、SOLAS 条約附属書の改正案が採択され、同附属書に係る改正が令和 8 年 1 月 1 日に発効することに伴い、当該改正の内容を担保するため、船舶に特定の航海用具を備え置くこと等を義務付ける船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）等の一部改正を予定しているところ、当該航海用具の要件等については告示で定めることとしているため、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成 10 年運輸省告示第 337 号）等について下記の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成 10 年運輸省告示第 337 号）の一部改正（第 1 条関係）

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書の内容を担保するため、新たに、極海域を航行する船舶のうち、総トン数 300 トン以上 500 トン未満の一定の貨物船、全長 24 メートル以上の一定の漁船等についても、船舶の高所に操船の指揮所として設置される船橋に設ける窓が、以下の要件に適合することを求める。
 - 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に 2 以上設けていること。
 - 監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあっては、窓の枚数の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。

（2）航海用具の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 512 号）の一部改正（第 2 条関係）

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、特定の船舶に新たに設置することが求められる電子傾斜計が適合すべき要件として、「船舶の横傾斜角、横揺れ周期及び横揺れ振幅の精度及び表示その他の事項が、管海官庁が適当と認めるものであること」、「あらかじめ設定された横傾斜角を超えた場合に警報を発するものであること」等を定める。
- 監視装置に係る要件について、今般の改正後の SOLAS 条約附属書で新たに求められる、「火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生することができるものであること」等を追加する。

**(3) 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 516 号）
の一部改正（第 3 条関係）**

- ・ 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、特定の船舶に新たに設置することが求められる固定式放水モニターについて、毎分当たりの放出水量、設置場所等に係る一定の要件に適合することを求める。

**(4) 小型船舶の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 517 号）の一部
改正（第 4 条関係）**

- ・ 今般の改正後の SOLAS 条約附属書の内容を担保するため、小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）の消火剤がペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸）（別名「PFOS」）又はその塩を含有するものでないことを求める。

**(5) 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 518 号）の
一部改正（第 5 条関係）**

- ・ 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、原則として設けることが禁止される車両甲板区域の外板等に係る開口の特例要件として、「サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時において、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであること」を定める。

(6) その他

- ・ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 7 年 12 月 24 日

施 行：令和 8 年 1 月 1 日